

『広島県史』 近世資料編Ⅲ

ついでに、『広島県史』の第四冊目として、近世資料編Ⅲが刊行された。本書は、広島藩の藩法集の第一巻である。

藩法史料についての成果としては、これまで、京都大学法学部から刊行された『近世藩法資料集成』三冊と、藩法研究会の手になる『藩法集』がある。ただ、これらの刊行本の内容は、いずれもいわゆる旧藩時代に、大名の手によって集成された成書を翻刻したものが中心となっている。

それだけに、『広島県史』資料編Ⅲとして刊行された本書は、解説のなかで編纂者が述べておられるように、藩法集の集成に必要な法令類をあつめた成書がなく、また県史近世資料編という制約のなかで時間的に藩法令の集大成が可能か否か、さらには、藩法集の収録基準の設定に関する点等の多くの問題を含みながらも、幕藩体制の支配原理、その構造的特質および藩体制の

成立・展開・解体を明らかにし、他方で近世社会における経済生活や、社会組織・風俗・習慣等の多方面にわたる実生活の様相を明らかにするために、新たに編纂されたものである。県の内外に散在する様々な、しかも膨大な史料・記録の中から、藩法を収集し撰択するという藩法集の編纂は、多大な時間と精緻な神経を要する仕事であったろうと推察される。この点が本書の第一の特徴である。

本書は、広島藩とその支藩の藩法令を集成されたものであるが、時期的には、福島正則の広島入部の年である慶長五年から、元和五年の福島正則の改易、浅野長晟の紀伊和歌山からの転封を経、享和三年までを対象とし、編年順に配列されている。

本書に収録されている藩法令は、一〇四通におよんでいる。いま、その一つ一つを紹介することはできないが、内容の若干について述べておこう。慶長五年から元和五年にわたる福島氏時代の藩法としては、四点が収録されているが、慶長六年十月の福島丹波地方支配につき引野村へ申渡す条目を除くと、残る三通は、福島正則改易に

関する幕令である。浅野氏時代の広島藩の藩法は、歴代藩主の事蹟を編纂した「済美録」や「芸藩志拾遺」、また地方の成書である『青枯集』・「安芸風土記」・「賀茂郡覚書」、あるいは「鶴亭日記」・「春水日記」などにおさめられた触書を中核としている。殊に、初期の法令は前者二者によっている。

この外、天和・元禄期以降については、県内各所に伝存されている藩法を収めた記録たとえば、「竹原下市町覚書」（天和二年）や広島「堀川町覚書」（元禄十四年）等によって補充されている。

また、史料解説の参考として、適宜補注が本文末尾に付されている点は、この藩法集を利用するものに、大きな便宜を与えてくれている。なお、先にも述べたように、本書藩法集第一巻には、広島藩法の享和三年までの分が掲載されているが、それ以降の広島藩の藩法および福山藩藩法集の続刊に期待するものである。

なお、本書はすでに品切とのことであるが、ぜひ増刷されることを期待する。

（A5判 一一八〇頁 一九七三年三月 広島）

（藤井讓治・京都大学大学院学生）